

決議案第 1 号

市議会議員の報酬について審議会への諮問を求める決議

平成 29 年 6 月の財政危機を受け、財政対策プログラムを策定し、150 にも上る事業の廃止、中止、縮小を行ない、緊急財政対策として常勤特別職職員並びに市職員の給与削減を実施してきた。

平成 30 年 12 月に就任した桐ヶ谷覚市長は就任日に公約であった給与 5 割カットを実行し、その後、財政再建への取組が行われてきた。

その結果、財政調整基金が一時的に僅か 1 億円となっていたものが、令和元年度末見込みでは 16 億円となる。

また、今定例会で常勤特別職の副市長と教育長、市職員の給与条例の一部改正を行ない、適正化が進められる。それと同時に財政対策プログラムの終了が宣言された。今後は市の財政健全化と安定化が図られることが大きく期待される。

市議会も、財政危機以来、平成 30 年度と平成 31 年度の 2 年間にわたり、議員提案による条例の一部改正を行ない、報酬の削減を行なってきた。

本来、議員報酬は逗子市特別職職員報酬等審議会条例の規定に基づき、市長が諮問を行なった上で、議員報酬の適正化を図るべきものである。しかし、平成 7 年 4 月改定以後、約 25 年にわたり審議会への諮問も議論もされずにきている。

よって、逗子市議会は、市長に対し、市議会議員の報酬について、公募市民も参加している逗子市特別職職員報酬等審議会を開催し、諮問されるよう求めるものである。

以上のとおり決議する。

令和 2 年 3 月 17 日

逗 子 市 議 会